08 スマート シティ スタートアップ

１　スタートアップ・スケールアップ支援の推進

１　スタートアップ・スケールアップ支援の連携と施策の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・厚生労働省・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局）

（１）東京の勝ち筋となるフィジカルＡＩ、フードテック、エンタメ・コンテンツ、宇宙、ライフサイエンスの５分野において、スタートアップをはじめとする革新的な技術を持つ企業の成長を後押しする取組を次期スタートアップ育成５か年計画へ反映し、必要な措置を講じること。

（２）あらゆる挑戦者を応援し、起業の裾野の拡大や世界市場で打ち勝つスタートアップのスケールアップを加速していくため、都が展開する「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」に参画し、都及びＴＩＢに参画する関係者との密接な連携により、グローバル・イノベーション創出に向け、日本の一つの大きなエコシステムを育てる取組を強化すること。

＜現状・課題＞

世界の変革と成長をけん引するスタートアップを数多く輩出し、イノベーションによって社会課題を解決するため、国を挙げてスタートアップのエコシステム強化に取り組むことが重要である。

世界で打ち勝つスタートアップの育成を強力に進めていくためには、国と都との連携により、オールジャパンで取組を推進し、イノベーションを起こす場づくりを共に進めるとともに、資金や人材、ノウハウなどの経営資源が不足しているスタートアップに対し、官民一体で多様な側面から支援する体制を構築していく必要がある。

国は、日本成長戦略会議において、「スタートアップ育成５か年計画」を強化するため、「スタートアップのスケールアップ」など３つの柱に焦点を当てた「スタートアップ総力創出パッケージ」を令和８年５月にとりまとめ、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成に向けた策を示したところである。

そのような中、都は、勝ち筋となるフィジカルＡＩやフードテック、エンタメ・コンテンツ、宇宙、ライフサイエンスの５分野への集中投資を掲げ、東京から日本全体の成長へつなげる取組を進めている。

例えば、ライフサイエンス分野については、大学や研究機関等から有望な創薬

シーズが生み出されている一方、その事業化を支える専門人材や資金等をはじめとするエコシステムが発展途上であるほか、国内で製造・供給につなげていくための環境整備が課題となっている。

また、都が運営するイノベーション拠点「Tokyo Innovation Base（ＴＩＢ）」は、あらゆる挑戦者を応援する結節点として、様々な支援プログラムを展開するほか､全国の自治体や地域のスタートアップが支援者等と交流するイベントを140回程度開催するとともに、世界各地の国・都市から多くのスタートアップ関係者が訪れるなど、開設以降、国内外から53万人以上の多様なプレイヤーが集まる、スタートアップエコシステムの大きなプラットフォームに成長している。令和７年11月には、都のスタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」をバージョンアップし、これまで以上に多様な挑戦者が集まり領域を超えた新たなイノベーションが生まれる場として、様々な取組を進めている。

世界のエコシステムも急速に進化し、競争が激しさを増す中、国と都が密接に連携し、グローバル・イノベーション創出に向けた戦略の取組を加速していく必要がある。

＜具体的要求内容＞

（１）世界を見据えたスタートアップの振興に向け、「スタートアップ育成５か年計画」等に基づく施策展開を加速するとともに、国での施策の検討状況について、適宜、情報提供するなど、都と密接に連携し、資金、人材、販路などの多様な側面からの支援が抜本的に強化されるよう、共に取り組むこと。

都の勝ち筋となるフィジカルＡＩ、フードテック、エンタメ・コンテンツ、宇宙、ライフサイエンスの５分野において、スタートアップをはじめとする革新的な技術を持つ企業の成長を後押しする取組を次期スタートアップ育成５か年計画へ反映し、必要な措置を講じること。

ライフサイエンス分野では、ＭＥＤＩＳＯ等による事業化支援やＰＭＤＡによる薬事相談・開発計画策定支援の充実を図るとともに、国内の製造基盤の整備を推進するなど､創薬シーズの事業化に向けた体制の強化を図ること。

（２）ＴＩＢにおけるスタートアップとスタートアップ支援に関わるあらゆるプレイヤーとをつなぐ取組に参画し、支援プログラムや資金供給、メンタリング等、充実したスタートアップ・スケールアップ支援が展開されるよう、国のプログラムのＴＩＢでの実施や国関連施設との連携の取組を進めること。

２　世界市場での飛躍に向けたスタートアップ支援の強化

（提案要求先　内閣官房・内閣府・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・産業労働局）

（１）起業時から世界を見据え、世界市場で大きく成長するスタートアップを輩出するために、国内外の投資家、ベンチャーキャピタルなど多様なプレイヤーによるグロース期の成長資金供給を強化すること。
（２）ディープテック・スタートアップの研究開発から事業化、社会実装、市場形成、量産化、海外展開等までを見据えた切れ目のない支援を推進すること。
（３）スタートアップ関連イベント等を通じたオールジャパンでの情報発信や、国内スタートアップに関するデータベースの整備について都と一体となって取り組むこと。

＜現状・課題＞

日本のスタートアップへの投資規模は、海外と比べて圧倒的に小さく、グローバル展開へと挑戦・飛躍するためのリスクマネーの供給が不足している。スタートアップが世界で活躍するためには、こうした資金供給の流れを生み出すことに加え、優れた技術を持つスタートアップが海外からも的確に認知・把握されるよう、情報を戦略的に発信することが重要である。

国では、「スタートアップ育成５か年計画」において第二の柱として、「スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化」を掲げており、スタートアップへの出資を促進し、海外の投資家やベンチャーキャピタルを呼び込むための環境整備に取り組むこととしている。

また、令和８年５月に発表した「スタートアップ総力創出パッケージ」では、内外からの成長資金の供給拡大や、世界に伍するスタートアップエコシステムの形成とグローバルネットワークの強化などを掲げ、施策を強化することとしている。

一方で、我が国のスタートアップへの投資は、10年ほど前からシード期やアーリー期を対象としたベンチャーキャピタルファンドは増加してきたが、グロース期のスタートアップの資金調達額は、世界と比べて未だに小規模であることが課題とされている。特にディープテック領域のスタートアップは、収益化までに長期間と大規模資金を要するため、その壁を乗り越えられるようなディープテック・スタートアップ育成の強化が必要である。都でも、スタートアップ戦略「Global Innovation with STARTUPS」において、国内のみならず海外プレイヤーと連携し、

グローバル市場を見据えた資金調達環境を整える仕掛けとして、海外ベンチャーキャピタル等の日本展開をサポートする誘致の仕組みの構築を掲げている。令和７年11月に公表した「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」では、有望なスタートアップを多様な支援者とともに集中支援することや、国内外の資金を呼び込み、戦略的成長分野を踏まえた大胆な資金供給を行うことを掲げ、官民の多様なファンドが参画するプラットフォームの形成等を進めている。

また、アジア最大のグローバルイノベーションカンファレンスの開催や、海外グローバルイベントへの他自治体との共同出展、国内スタートアップに関する情報を英語表記で一元的に扱うデータベースの整備など、国と連携したオールジャパンでの発信に向け、様々な取組を進めている。

＜具体的要求内容＞

（１）スタートアップのスケールアップを加速するため、国内外の投資家やベンチャーキャピタル等によるグロース期の成長資金供給を強化し、グローバル展開等を支える資金環境を整備するとともに、プロモーション活動やイベントの実施など、都と連携して海外ベンチャーキャピタル等の誘致活動に取り組むこと。

（２）フィジカルＡＩやフュージョンエネルギー等のディープテック領域において、スタートアップの研究開発から事業化、社会実装、市場形成、量産化、海外展開等までを見据えた中長期的な観点から継続的な支援を行うこと。

（３）都で開催している「SusHi Tech Tokyo」など、国内外で開催するスタートアップ関連イベント等を通じたオールジャパンでの情報発信について都と一体となって取り組むこと。

また､海外に向けてスタートアップ関連情報を一元化して発信できるよう、グローバルとつながるプラットフォームの構築を都と一体となって進めること。

３　公共調達の推進

（提案要求先　内閣官房・デジタル庁・総務省・経済産業省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・財務局・
デジタルサービス局・産業労働局）

スタートアップの成長促進には公共調達の果たす役割が大きいことから、オールジャパンで、スタートアップの更なる参加拡大に向けた調達の仕組みを構築すること。

国が進めているデジタルマーケットプレイスの取組については、都や区市町村、東京都政策連携団体等が活用しやすいシステムを整備するとともに、スタートアップの参入促進を図ること。

＜現状・課題＞

国の「スタートアップ育成５か年計画」では、スタートアップの事業展開・出口戦略の多様化の観点から、公共調達の拡大等の推進に取り組むことが掲げられている。

一方、公共調達については、「公共調達の適正化について」（平成18年８月25日付財計第2017号）において、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとされている。

こうした中、国は、「地方自治法施行令第167条の２第１項第４号に基づく随意契約によるスタートアップからの調達の拡大について（通知）」（令和８年８月４日付総行行第362号・20260724イ局第１号）（以下「調達拡大通知」という。）を発出し、同施行令同条同項第４号に基づく随意契約（以下「４号随契」という。）の活用促進や、J-Startupとの連携を各地方公共団体に促している。

国は、経済成長の実現に向け、スタートアップの製品・サービスの公共調達の拡大を推進している。都においても、2022年度から累計で1000件を超えるスタートアップとの協働を進めるほか、全国の自治体が４号随契の認定情報の相互活用を可能とし、スタートアップ製品等の公共調達の裾野拡大を図る仕組みを構築し、全国から35自治体が参画するなど、全国自治体におけるスタートアップからの公共調達の拡大に取り組んでいる。

地方自治法施行令第167条の２第１項第４号で認定された新商品又は新役務は、随意契約により調達することが可能とされている。

一方、自治体が認定製品を実際の事業で活用する際には、製品の購入に加え、当該製品に付随する業務を一体的に実施する場合がある。

また、自治体が競争入札による業務委託を発注する場合であっても、４号随契の対象として認定を受けた製品を委託履行等に活用することが、行政課題の解決に有効な場合もある。

こうした実務上のニーズに対応し、スタートアップの製品・サービスの活用を促進するため、地方自治体が行政課題や現場の実情に応じて、柔軟かつ円滑に調

達できる環境を整備していく必要がある。
　さらに、全国自治体におけるスタートアップからの公共調達を拡大していく上では、スタートアップの製品・サービスは導入実績が少ないものも多く、その効果を十分に見通すことが難しいことなどから、限られた財源の中で調達に必要な予算を確保することが課題となっている。
　加えて、令和６年度に正式版をリリースしたデジタルマーケットプレイスは、スタートアップからの公共調達拡大等に有効な施策であると考えられることから、サイトの機能等を充実させるとともに、更に多くのスタートアップの登録を促進していく必要がある。

＜具体的要求内容＞
　地方自治体がスタートアップからの調達に一層取り組むために、制度の整備等の取組を強化すること。
　都は、令和６年度、４号随契に係る認定情報を自治体間で相互に活用可能となる仕組みを構築し、全国の自治体との連携を開始した。国においては、調達拡大通知において都事業への言及や､国主催イベントでの都事業ＰＲ機会の提供など、取組の促進に向け連携が進んでいる。引き続き、都と連携してオールジャパンで官民協働を促進するための取組を行うこと。
　スタートアップからの調達の実効性を高めるため、地方自治法施行令第 167 条の２第１項第４号に基づき認定された製品について、製品の導入に付随する業務を一体的に発注することや、委託履行及び工事請負において当該製品を指定可能にするなど、地方自治体が行政課題や現場のニーズに応じて柔軟かつ円滑に調達できるよう、必要な措置を講じること。
　スタートアップの製品・サービスの公共調達を全国的に拡大し、スタートアップの成長促進や社会実装を通じて我が国の経済成長につなげるため、既存の補助制度の拡充や新たな支援制度の創設により、地方自治体による導入と活用を財政面から後押しし、その負担を軽減する措置を講じること。
　都や区市町村だけでなく、東京都政策連携団体等がデジタルマーケットプレイスを活用した契約ができるよう対応すること。また、効果的な利用者管理の仕組みを構築し、サイトの検索機能の充実を図るとともに、周知・広報を強化しスタートアップの登録を促進すること。

４　スタートアップ支援につながる規制・制度の見直し

（提案要求先　内閣官房）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・政策企画局・産業労働局）

スタートアップが直面する課題を積極的に聴取し、規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進するとともに、海外高度人材の呼び込みに寄与する在留資格の認定要件等の規制緩和を行うこと。

＜現状・課題＞

スタートアップが生み出す新しいビジネスにとって障壁となる既存規制・制度の改革が不可欠である。

国では、政府全体として強力な規制改革の推進体制を構築する「規制改革関係府省庁連絡会議」が設置されたほか、令和５年度「規制改革実施計画」でスタートアップを促進する規制・制度見直しについて、令和６年５月 31 日「規制改革推進に関する答申」でスタートアップの成長基盤の整備について言及された。

さらに、令和６年６月４日に公表された「金融・資産運用特区実現パッケージ」では、東京都も対象地域とされており、この枠組みを最大限活用し、協働して取組の加速化を図る必要がある。

都は、令和７年11月にバージョンアップしたスタートアップ戦略「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」に基づき、国や関係者と共に、スタートアップのニーズに寄り添った伴走型の規制緩和やルールメイク・事業支援などの取組を進めているところである。

＜具体的要求内容＞

スタートアップが直面している規制について、これまで以上に積極的に聴取すること。

また、都や他自治体等が把握した規制や明確化されていないルール・慣行等についても、随時把握できるような体制とし、積極的に規制改革やルールの明確化、見えない障壁の透明化などにつながる取組を推進すること。高度外国人材やその配偶者が日本で活躍できるための在留資格の認定要件等に係る規制緩和措置について、検討を進めること。

５　アントレプレナーシップ教育の推進

（提案要求先　内閣府・文部科学省）
（都所管局　スタートアップ戦略推進本部・総務局・産業労働局）

失敗を恐れず挑戦することを後押しするような教育体系を構築し、初等・中等教育段階も含めたアントレプレナーシップ教育を実施すること。

＜現状・課題＞

国は令和４年度に「スタートアップ育成５か年計画」を発表し、アントレプレナーシップ教育の強化や大学・小中高生へのスタートアップ創出に向けた支援等について示した。それに基づき、令和６年度から「アントレプレナーシップ推進大使派遣事業」として全国の教育機関に起業家等を派遣し、出前授業を実施している。さらに、令和７年には「Japan Entrepreneurship Alliance（ＪＥＴ－ＡＬＬ）」を発足し、全国の自治体等と連携したアントレプレナーシップ教育を実施している。

都では、「Global Innovation with STARTUPS」でアントレプレナーシップ（起業家性）の育成を取組の柱に据え、小中学校、高校における継続的なアントレプレナーシップ教育を進めており、授業等で起業家教育を行う場合に、必要な内容の検討から実施までの支援や、講演可能な起業家・経営者の派遣等を行っている。さらに、令和７年11月には「Global Innovation Strategy 2.0 STARTUP & SCALEUP」を公表し、中高生が主体となって同世代向けにアントレプレナーシップ育成プログラムの企画・運営を行うなど、あらゆるフィールドでの挑戦を徹底的に応援する取組を進めている。

令和８年の日本財団の最新の 18 歳意識調査では、「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」と答えた割合は 52.7％と、令和７年の 39.1％から上昇している。しかしながら、調査対象となっている米国（66.7％）、英国（66.3％）、中国（69.5％）、韓国（60.8％）、インド（78.0％）と比べて下回っている状況に変化はみられていない。日本は、社会を変えようという意欲や希望を持っている若者が少ない状況にある。

我が国が現在直面している様々な課題を克服し、社会変革を成し遂げるためには、スタートアップだけでなく、エンターテインメント、アート、音楽、スポーツなど様々な分野において変革を生み出す幅広い意味でのアントレプレナーシップが求められており、こうしたマインドを幼少期から育むことが必要である。

また、従来までのいわゆる大企業への就職にとらわれず、起業へのチャレンジや新たな職への挑戦が当たり前の社会に向けた雇用市場の活性化が望まれる。

＜具体的要求内容＞

若者が失敗を恐れず、社会課題の解決をはじめ様々な新しいことに挑戦することを奨励するような教育体系の構築に向け、初等・中等教育段階を含む全国の教育現場へのアントレプレナーシップ教育の更なる普及・定着を図ること。

また、起業家等との継続的な交流機会の創出、ＰＢＬ型学習や探究学習との連携など、実践的なアントレプレナーシップ教育の拡充を図るとともに、教員向け研修や好事例の横展開等を通じて、実践的なアントレプレナーシップ教育の実施をすること。